

合意と紛争：多元的民主主義理論の新しい展開

Consensus or Conflict ? : New Horizon of Plural Democracy

向山 恭一

SAKIYAMA, Kyoichi

1. はじめに

現代の民主主義理論では多元主義の理解をめぐって二つの陣営、すなわち「審議的民主主義 (deliberative democracy)」と「闘技的民主主義 (agonistic democracy)」が対立している。この対立は後者を代表する C・ムフや W・E・コノリーによる前者の思想（とくに J・ハーバーマースや J・ロールズの理論）への批判から生まれたものであるが、そこで明らかにされた論点は現代の民主主義社会において価値の多元性をどのように位置づけるかというものであった。あえて単純化して言えば、「審議的民主主義」の陣営においては、価値の多元性は「事実」としては容認されるが、それが合意形成の局面において「障害」とならないための理論的な条件（「理想的発話状況」や「重なり合う合意」）が探究されてきた。他方、「闘技的民主主義」の陣営では、価値の多元性はそれ自体が「価値」として追求され、合意形成における不一致の存在こそが民主主義の「資源」とであるとみなされているのである。

しかし、ここにおいて「闘技的民主主義」はひとつの理論的なアポリアに直面することになる。合意形成における不一致が民主主義に不可欠の「資源」としても、それが何らかの「共通性」によって担保されたものでなければ、それはいかなる秩序構想の可能性も断ち切ってしまうのではないか。より専門的に言うならば、価値の多元性をもたらす不毛な「敵対関係 (antagonism)」を実りある「闘技関係 (agonism)」へと変換するためには、何らかの共通の回路が存在しなければならないのではないか。こうした問いをめぐって、ムフとコノリーはともに民主主義的な「エートス」というものに訴えかけている。それは対話が行われる「闘技場 (agon)」を普遍主義的ではないかたちで提示するためのひとつの戦略であろう。しかし、そうした戦略において、この二人は際立った対照を見せている。すなわち、ムフは民主主義的なエートスを共有された「生活形式」にもとめるのであるが、コノリーはそうしたエートスを「他者性」に由来するものとみなし、いかなる共通性の要求にも耐えられる、新しい倫理的な地平を切り開こうとしているのである。

この小論では、「闘技的民主主義」が直面している、こうした共通性と多元性のジレンマについて、ムフとコノリーがどう対応しているのかを比較検討し、それぞれの方向性が提示して

いる主要な論点を考察することにした。この両者の方向性は「政治的なもの」と「倫理的なもの」が交差する逆説的な地点を明らかにしているのだが、価値の多元性はそうした地点においてこそ「価値」として輝くのではないだろうか。

2. 「審議的民主主義」における多元主義

今日の政治理論では、民主主義をめぐる議論が再燃している。現代の民主主義は平等や人民主権といったそれ固有の原理だけでなく、自由や人権といった自由主義的な原理も内包しているのだが、そこではこれらの逆説的な関係をどう克服するかということが緊急の課題とされているのである。もちろん、こうした課題自体は19世紀のJ・S・ミルやA・ド・トクヴィルら自由主義者たちが民主主義を「多数派の専制」とみなし、そこで抑圧される価値の多元性を救済しようと試みたときから提起されてきたものであった。しかし、今日の政治理論の関心は、多元社会における民主主義の危険を指摘することではなく、そうした社会においても民主主義の正統性を担保しうる、言い換えれば、自由と平等の対立を理念的に調停しうる規範的な合理性を確立することに向けられている。

こうした問題関心は、20世紀の政治科学が民主主義への経験的アプローチに偏り、その結果、民主主義それ自体の「正統性の危機」と呼ばれる現象をもたらしたことへの反省から生まれたものである。ここで批判されているのは、問われるべき多元性を客観的で妥協可能な利益の多元性へと還元し、全体の利益はそれらの合理的な競争を通じて達成される均衡のなかで表現されるとみなす「利益集団多元主義」の理論である。この理論はそこでの民主主義的な正統性を競争それ自体の開放性——たとえば、競争（圧力政治）への自由で平等な参加、あるいは政治的エリートを周期的に選出する機会の保証——に求めているのだが、そうした形式的な正統性の担保だけでは、そこで発生する独占や政治的無関心といった不合理な現象を批判しうる有効な視座を切り開くことができないのである。

そこで、最近では「審議的民主主義」と呼ばれる理論が登場している。これは主観的で和解しがたい価値の多元性を前提としたうえで、それを民主主義の正統性という観点から規範的に制約しようと試みるものである。この理論によれば、価値の多元性は利益のそれのように自動調節的に妥協されるものではなく、それらの衝突を避けるためにはそれぞれの価値のあいだで最低限の、しかも暫定的ではない合意が追求されなければならない。そして、そうした合意が普遍的かつ合理的なものであるかぎり、価値の多元主義は民主主義的に正統化されうるとみなされている。しかし、そのためにはいったん価値の多元性を捨象し、そのうえで複数の価値が合意しうる地点を特定するという理論的操作が行われなければならない。言い換えれば、ここでは価値の多元性は経験的な「障害」として扱われているのである。

たとえば、J・ロールズは初期の正義論において「原初状態」という理論的仮説を立てているが、それはすべての行為者に「無知のヴェール」をかけ、自分自身の利益や価値に関する情

報を遮断することを目的とするものであった。そして、彼はそうした状態のなかですべての行為者が合理的に行動することで、いくつかの正義の原則について普遍主義的な合意が達成されうると想定していたのである。後にロールズはそうした正義の構想を非現実的であると批判され、それをより文脈主義的なかたちで修正することになった。それは正義に関する合意を存在するすべての価値（「包括的世界観」）から独立して導き出そうと試みるのではなく、それらの価値が交差する地点に特定しようと試みるものである。したがって、そこではいかなる合意の可能性も見いだせない価値の存在も明らかにされるかもしれないが、ロールズはそうした価値さえも容認する「単純な多元主義」ではなく、正義に関して「重なり合う合意」を形成した価値のみを対象とした「穏当な多元主義」を提唱することで、価値の多元性それ自体を規範的に制約しようと試みているのである。しかし、こうした修正にもかかわらず、ロールズの基本的な立場は一貫している。それは「正」の「善」に対する優位という立場である。

こうした立場はJ・ハーバーマスにも共有されている。和解しがたい価値の多元性にもかかわらず、それらが自由かつ平等に対話しうる空間として、彼は「理想的発話状況」という仮説を提示している。これは反事実的なものであるが、それゆえ、権力や利害関心によって歪められた現実のコミュニケーションを批判しうる「規制的理念」としても期待されているのである。そこでハーバーマスが行わなければならなかった理論的操作が、そうした状況から、さまざまな価値が内包している倫理的内容（「善き生」をめぐる観念）を排除することであった。なぜなら、そうした観念は時と場所によって変わりうる相対的なものであって、それらに関する実質的な合意はありえないからである。そうした理由から、ハーバーマスは「理想的発話状況」という想定のもと、さまざまな価値の民主主義的な対話に必要なとされる道徳的合理性——対話それ自体が(1)包括的であること、(2)強制から自由であること、(3)開放的で対称的であること——に限定された合意を理念的に先行させ、それに基づいて現実起こりうる価値の対立を調整しようと試みているのである。かくして、ハーバーマスは「道徳」の「倫理」に対する優位という図式を確立する。それはロールズの「正」の「善」に対する優位と一致したものであるが、それぞれの思惑はともに価値の多元性を経験的な「障害」とみなし、それを規範的に規制するための合意を民主主義的に正統化することにあると言ってよいであろう。

しかし、価値の多元性は現代の民主主義にとってハード・ケースでしかないのであろうか。今日、このように担保された民主主義の正統性は、それが封じ込めたはずの価値からさまざまなかたちで批判されている。たとえば、批判的なフェミニズムや多文化主義はそこで規範として立てられた「公／私」の区分に異議を申し立てている。初期のロールズやハーバーマスにとって、公的領域は何ほどか普遍的な「正」あるいは「道徳」の領域として構成されたものと想定されていたが、実はそれ自体が特定の（たとえば、男性あるいは西欧の）「善」あるいは「倫理」によって侵食されているのではないか。そうであるならば、それ自体中立的なものと想定された「公／私」の観念は、男性あるいは西欧の価値による支配を隠蔽するイデオロギーでし

かないのではないか。こうした批判を受けて、ロールズとハーバーマスは自らの構想をそれぞれ（程度の差こそあれ）文脈主義的なかたちで再編しようと試みてはいるのだが、しかし、そこでのアプローチそれ自体が合意論的なものに規定されているかぎり、これらの「差異の政治（politics of difference）」が提起した問題はまさに無関心（indifference）を装った態度でしか応答されえないのである。

3. 「闘技的民主主義」における多元主義

価値の多元性を現代の民主主義にとっての経験的な「事実」としてではなく、その構成において不可欠の理念的な「価値」として再定義すること。それは「審議的民主主義」のように価値の多元性を規範的に制約することで保護するのではなく、そうした多元性それ自体を価値として積極的に肯定すると同時に、なし崩しの相対主義に陥ることなくそれを促進しうる新しい民主主義の理論とエートスを必要とするであろう。今日、こうした理論の代表として注目されているのが「闘技的民主主義」のそれである。それは公的領域を「他者」の現れる空間とみなし、さまざまな価値がそれぞれの卓越性を競い合う、差異に開かれた空間（まさしく闘技場）として位置づけている。ここでは、そうした理論を展開している C・ムフの「闘技的多元主義（agonistic pluralism）」と W・E・コノリーの「多元化（pluralization）のエートス」という思想を紹介し、それぞれの構想において価値の多元性がどのように民主主義の規範的原理として構成されているのかを検討することにしたい。

(1) C・ムフの「闘技的多元主義」

ムフにとって、価値の多元性が肯定されなければならないのは、それが民主主義をつねに「来るべき」状態にとどめておくための規制的な原理とみなされているからである。この「来るべき民主主義」という観念は J・デリダの思想から借用されたものであるが、それは紛争や対立の可能性が除去された、調和的かつ同質的な民主主義はそれとは正反対の全体主義に反転するという逆説を表現したものである。言い換えれば、価値の多元性が引き起こす「敵対関係」は民主主義の障害ではなく、それを絶えざる他者の「現れ」へと開きつづけるための条件とみなされなければならないのである。もちろん、ムフはそれを無条件で礼賛しているわけではない。彼女によれば、敵対関係は近代の民主主義を理念的に構成する不可欠の要素ではあるが、それは同時にもうひとつの民主主義固有の原則を通じて「闘技関係」へと変換されなければならない。すなわち、ムフは「多元性（自由）」の原則に「等価性（平等）」の原則を対置し、いわゆる「民主主義の逆説」を意図的につくりだしているのだが、それはこうした逆説それ自体が多元社会における民主主義を構成している原理にほかならないからである。

ロールズやハーバーマスはこうした「民主主義の逆説」を厄介な問題とみなし、それを乗り越えるために最小の道徳的合意を導き出そうと試みていた。すなわち、「正」の「善」に対す

る優位、あるいは「道徳」の「倫理」に対する優位という図式は、こうした逆説を回避するための装置であったのである。しかし、ムフはこれらの構想をこう批判している——ロールズが提唱する「正」の「善」に対する優位という構想それ自体がすでにひとつの「善」の表明ではないのか、ハーバーマスが純粋な手続きとして提示した「道徳」それ自体がすでに何らかの実質的な「倫理」を内包しているのではないか。こうした批判はいかなる合意も特定の「価値」の侵食からは逃れられないということを示唆している。ムフによれば、何らかの合意が民主主義的に正しいと言いうるのは、それがあらゆる価値から独立して形成されるからではなく、それが価値の多元性と等価性という「逆説」を引き受け、それらの緊張関係のもとで暫定的に形成されるかぎりにおいてである。したがって、あらゆる合意はつねに紛争的なものとみなされなければならないのである。

こうした「紛争的合意 (conflictual consensus)」という観念は、合意形成が価値をめぐる対立のなかで行われ、それゆえ何らかの価値を必然的に排除せざるをえないことを示唆している。しかし、そこでの合意が紛争的なものである以上、それは同時にさらなる政治化に開かれていることも意味している。価値の多元性を前提とする民主主義において最終的合意はありえないのである。そこで、ムフは合意形成における「政治的決定」の必要性とともに、そこで排除される他者への「倫理的責任」の重要性も訴えている。彼女はそうした責任をデリダの「決定不可能性」の概念を使って説明している。あるものを選択する決定は別のものを切り捨てることでもあるのだが、そのとき決定されたものが正しかったかどうかを確認することはできない。そこで決定されなかったものを考えると、どちらが良かったのかという不安がつねに生まれるからである。決定にはつねに決定不可能性がつきまわっている。デリダの「脱構築」は決定されたものの固定化を許さず、そこに決定されなかったものの影を落とし、それをふたたび揺さぶろうとする倫理的実践である。かくして、「来るべき民主主義」においては価値の多元性それ自体が不可欠の価値として要請されることになる。なぜなら、それなくしては決定と責任の往還運動もありえず、合意それ自体に刻まれた紛争の痕跡がかき消されてしまうからである。

(2) W・E・コノリーの「多元化のエートス」

コノリーはこうした「紛争的合意」の論理を主体のアイデンティティ形成に見いだしている。彼はニーチェ＝フーコー的な系譜学的手法を使って、主体がそれ自体で完結したものではなく、その構成においてはつねに他者を創出し、それを排除する「政治」が働いていることを明らかにしている。したがって、主体はそれ自体関係的なものとみなされなければならない、それを構造的に規定する「アイデンティティ／差異」の分割を絶えず問題化することが必要とされるのである。もちろん、コノリーはアイデンティティなくして主体が存在しえないことを理解しているが、彼はそのアイデンティティ自体が差異なくしては形成されえないことにも注意を

促している。そして、彼はこうした主体をめぐる構成的な両義性を通じて、それ自体「両義的な」政治の構想を提示しようと試みている。こうした点において、コノリーはムフが到達した倫理的な地平をより拡大し、そこにおいて政治のあり方そのものを見直そうと試みていると言ってよいかもしれない。すなわち、ムフにとって「政治的なもの」は両義性の否定でしかなく、それを補正する意味で「倫理的なもの」が要請されているにすぎなかったのだが、コノリーはムフが到達した倫理的な地平のもとで、それにふさわしい新しい政治の展望を開こうと試みているのである。

そこで、コノリーは他者に開かれた政治を創出するために「多元化」という戦略を立てている。彼にとって、いわゆる「多元主義」は現存する利益、価値、主体の多元性を保護するための思想でしかない。それはそれらのアイデンティティの關係的性格に盲目的で、それらが実体的かつ自己完結的に存在しているかのような錯覚を与えるものである。言い換えれば、多元主義がそのような見方にとらわれているかぎり、それは多元的に存在している利益、価値、主体をそれぞれ「原理主義化」し、それらの紛争を避けがたいものとしてしまうのである。ムフの「闘技的多元主義」はそうした紛争を民主主義的に政治化しようと試みるものであったが、それもまたこうした多元主義の想定を完全に逃れるものではないと言えよう。そこで、コノリーは現存する利益、価値、主体それ自体を「多元化」し、それらの紛争の対立線に別の線分を重層的に交差させることで、それらの原理主義化されたアイデンティティを拡散しようと試みている。しかし、しばしば危惧されているように、こうした「多元化」はアイデンティティの断片化をもたらすものではない。それはむしろ原理主義的なドグマ化の効果であろう。そうではなく、アイデンティティの關係的性格を認めた「多元化」は、そのように構成された利益、価値、主体の境界線を揺さぶり、それらの変容を促すことを目的としているのである。

そうした観点から、コノリーは「批判的応答 (critical responsiveness) のエートス」を提起している。それは他者への「闘技的敬意 (agonistic respect)」を要請するものだが、そうした要請はいかなる超越論的な命令から出されたものでも、何らかの道徳的合意に基づいたものでもない。そのように理解することは他者の前に「正義」を立て、それに従って他者を裁こうとすることである。そうではなく、コノリーが他者への「応答」を求めるのは、そのように立てられた「正義」の限界を突き止め、そこでせき止められていた存在の多様性を解き放ち、それらの「生成」を積極的に促すためである。ムフもまた「正義」は普遍的に合意されうるものではなく、したがって紛争含みの「政治的決定」の産物でしかないことを指摘していた。そして、彼女はそこに決定不可能性から生まれる「倫理的責任」を導入することで「正義」それ自体を「来るべき」状態にとどめようとしたのである。他方、コノリーはそうした他者性に媒介された倫理から、「正義」それ自体を審問しうる、新しい形式の政治——すなわち、「生成の政治 (politics of becoming)」——を導き出している。もちろん、それは「正義」の必要性を否定するものではない。それは「正義」が応答してこなかった他者の存在を明らかにし、それ

によって「正義」の目録を書き換えていくことを目的としているのである。

4. 「政治的なもの」と「倫理的なもの」のあいだで

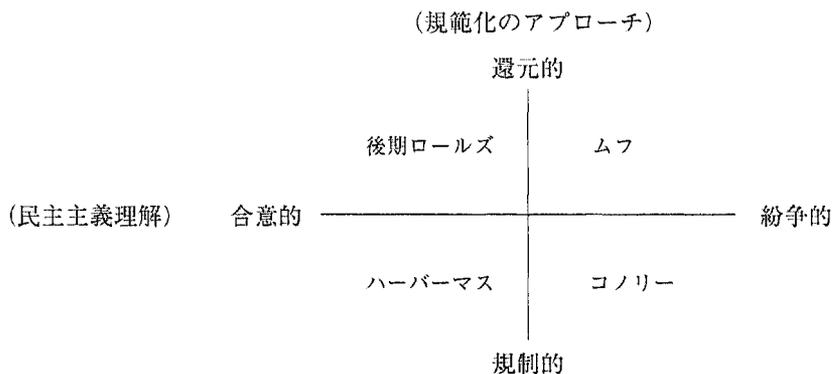
ムフとコノリーはしばしば同列的に扱われる思想家である。しかし、この両者はそれぞれの著書において、たがいの相違点をめぐって興味深い指摘を行っている。まず、ムフはコノリーに代表される「ポストモダン派の倫理的アプローチ」に一定の評価を示しながらも、そこにおいて「政治的なもの」が「倫理的なもの」と混同されていることには批判的である。ムフにとって政治は「決定」という排他的な行為をともなうものであって、それを他者への「応答＝責任 (responsibility)」という倫理的な地平のもとで解消することはできない。言い換えれば、「決定」なくして「応答＝責任」はありえず、「敵対関係」のないところに「闘技関係」もありえないのである。他方、コノリーはムフの理論では「政治的なもの」の敵対的な論理が過度に本質主義化されており、それ以外の政治の形式を可能にするエートスの探究が不十分であると批判している。たとえ「決定」が排他的で敵対的なものであったとしても、それが「応答＝責任」へと開かれるためには、それはやはり何らかの規範的な制約を受けなければならないであろう。なぜなら、「決定」の後で「応答＝責任」を要請するムフの戦略では、「応答＝責任」を否定する「決定」が行われる可能性をあらかじめ封じ込めることができないからである。

これは決定の「基礎づけ」をめぐる問題である。コノリーは他者への応答に規範的な資格を与えることで、決定を倫理的に基礎づけようと試みた。他方、ムフも根拠なき「決断主義」を唱えているわけではない。彼女は決定の正しさを判定する基準としてしばしば「伝統」を参照しているのだが、それは文脈主義的な基礎づけの必要性を示唆するものであろう。しかし、それはムフ自身が彼女の批判する後期ロールズと同じ地平に立っていることを表すものでもある。すなわち、ムフの「闘技的多元主義」は自由民主主義の伝統に内在し、そのかぎりでのこの伝統をめぐる多様な解釈が競い合う「狭い」多元主義にすぎないのである。コノリーはそうしたムフの多元主義が原理主義との対話を回避していると指摘している。もっと言えば、そうした対話を拒否する自由民主主義はそれ自身が原理主義化する危険を免れえないのである。逆に、コノリーは和解しがたい「包括的世界観」であっても、それらが公的領域において表明され、それらの差異がたがいに認識されることを通じて、それぞれの世界観が自らを構成している不確実性へと開かれる「深い多元主義」を主張している。こうした多元主義は脆いものである。しかし、そうであるがゆえに「多元化のエートス」はそれ自身が一種の「規制的理念」として差し出されなければならない。そうした意味において、コノリーはハーバーマスの的であると言ってよいかもしれない。

ムフとコノリーは民主主義の政治的理解においてはともに「紛争的」アプローチを提示し、その「合意的」アプローチを重視したロールズやハーバーマスとは対立する地平に立っていた。しかし、そこで価値とみなされたもの——前者にとっては多元主義、後者にとっては道徳的合

意ではあるが——の規範化においては、ムフはロールズと同じ「還元的」アプローチを示し、他方、コノリーはハーバーマスと同じ「規制的」アプローチをとっているのである。

図：多元的民主主義理論の布置状況



こうしたムフとコノリーの対立は、「政治的なもの」と「倫理的なもの」が重なり合う空間をどう位置づけるかをめぐって生じたものであった。ふたたび確認するならば、ムフはこれらの二つの領域をそれぞれ自律したものとみなしたうえで、「政治的なもの」をそうした空間に開くことのできる「体制」を自由民主主義の「伝統」のなかに探求しようと試みた。他方、コノリーは「政治的なもの」をそうした空間のなかに取り込み、そこから新しい形式の「政治」の可能性を導き出そうと試みている。それはラディカルな「多元化」を通じて自由民主主義の「伝統」さえ揺さぶろうとするものである。しかし、そうした戦略がこの「伝統」の原理主義化を妨げ、そうすることで自由民主主義それ自体を倫理的に鍛え上げることを目的としているならば、ムフとコノリーはそれほど隔たった場所に立っているわけではないのかもしれない。いずれにせよ、この両者は「政治的なもの」と「倫理的なもの」が交差する逆説的な地点を明らかにし、そこにおいて価値の多元性それ自体を「価値」として表明したという点において、ともに公平に評価されなければならないであろう。

5. 結びにかえて

この小論では、価値の多元性の評価をめぐって対立している「審議的民主主義」と「闘技的民主主義」との論争のあらましを紹介するとともに、それらが民主主義にとって望ましいとみなす状況——「合意」あるいは「紛争」——を規範化しようと試みるとき、それぞれの陣営の内部にさらなる対立が生まれていることを明らかにした。それは「普遍主義」と「文脈主義」との対立である。ムフはそこに「審議的民主主義」と「闘技的民主主義」との対立を重ね合わせているのだが、それは「紛争」の望ましさを何らかの「文脈 (context)」に根ざすものとみ

なし、「紛争」それ自体を「重なり合う合意」のもとで正当化しようとするものでしかない。そうであるならば、これらの民主主義の対立を「普遍主義」と「文脈主義」との対立に重ね合わせることはできない。むしろ、「闘技的民主主義」は新しい「普遍主義」の地平へと開かれることでこそ、それ自体の倫理性——すなわち、他者への「批判的応答のエートス」——を高めようとみなされなければならないのである。

ハーバーマスにとって、「普遍主義」は人間存在そのものに内在する「道徳的合理性」を理由に、それ自体実定的（positive）なものとして構想されていた。言い換えれば、それはだれもが合意しうる「正義」として表象されうるものであったのである。しかし、コノリーはそれとはまったく異なる「普遍主義」の地平を切り開いている。人間存在にとって普遍的なものは、実定的なものとして、それ自体に内在して見いだされるものではない。それは自己完結しようとする存在を揺さぶり、その裂け目から否定的（negative）に現れる「他者性」にこそ見いだされるべきである。もちろん、そうした「他者性」の現れはそれぞれの存在によって個別であるが、いかなる存在もそれからは逃れられないという意味において普遍的であるとみなされなければならない。そうであるならば、「闘技的民主主義」の理論的なアポリアであった多元性と共通性のジレンマは解消されうるであろう。すなわち、多元性はすべての存在につきまとう「他者性」をあらわにし、それを普遍的なものとして引き受けるかぎりにおいて、いかなる共通性の要求にも耐えられうる、ひとつの規範的な価値として輝きうるのである。

参考文献

- Connolly, William. E., 1991; *Identity/Difference*, University of Minnesota Press. [杉田敦・齋藤純一・権左武志訳『アイデンティティと差異』岩波書店。]
- 1995; *The Ethos of Pluralization*, University of Minnesota Press.
- 1999; *Why I Am Not a Secularist*, University of Minnesota Press.
- ハーバーマス, J., 1991,『道徳意識とコミュニケーション行為』三島憲一・中野敏男・木前利秋訳, 岩波書店。
- 早川誠, 2001; 『政治の隘路——多元主義論の20世紀——』創文社。
- 伊藤恭彦, 2002; 『多元的世界の政治哲学』有斐閣。
- Mouffe, Chantal, 1993; *The Return of the Political*, Verso. [千葉真・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社。]
- 1996 (ed.); *Deconstruction and Pragmatism*, Taylor and Francis Books. [青木隆嘉訳『脱構築とプラグマティズム』法政大学出版局。]
- 2000; *The Democratic Paradox*, Verso.
- 乙部延剛, 2003; 「ウィリアム・コノリーの思想形成」, 『政治思想研究』3号。
- Rawls, John, 1995; *Political Liberalism*, Columbia University Press.

- 向山恭一, 2000; 「ラディカル・デモクラシー——「政治的なもの」の倫理化に向けて——」,
有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズム』ナカニシヤ出版。
- , 2001; 『対話の倫理——ヘテロトピアの政治に向けて——』ナカニシヤ出版。
- , 2004; 「多元主義——「棲み分け」から「共生」へ——」, 有賀誠・伊藤恭彦・松
井暁編『現代規範理論入門』ナカニシヤ出版 (近刊)。
- スタヴラカキス, Y., 2003; 『ラカンと政治的なもの』有賀誠訳, 吉夏社。
- 山崎望, 2003; 「「後期近代」における政治の変容」, 『思想』946号。

付記：本稿は、2003年度日本政治学会研究会・分科会 H『多元論再訪』（10月5日、尚美学
園大学）において発表した報告原稿「アゴーンの多元主義の政治理論」を加筆修正したも
のである。同分科会において貴重なコメントをいただいた方々に感謝を申し上げる次第で
ある。